

野洲市 公園施設長寿命化計画

2024 年 3 月

野洲市都市建設部都市計画課

1. 都市公園整備状況

(2024 年 3 月 1 日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
14	41.68ha	8.2 m ²

※416,800 m²(みどりの基本計画より)/ 50,694 人(市 HP より)=8.2 m²/人

2. 計画期間 [2024 年度～2033 年度 (10 箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
10	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	14

②選定理由

都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新に係るコストの縮減や平準化を図るため、全ての都市公園を対象とした。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
117	16	144	56	25	8	37

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
313	-	22	738

②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-S：2014」に基づき毎年 1 回の定期点検を実施している。この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

③選定理由

公園内の全ての設置施設について、劣化の可能性があり点検調査と長寿命化計画の策定が必要と判断されるため、全ての公園施設を対象とした。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

健全度を把握するための点検調査は、国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針(案)に則り、2023年度に実施した。

■ 健全度調査結果(全体) (施設)

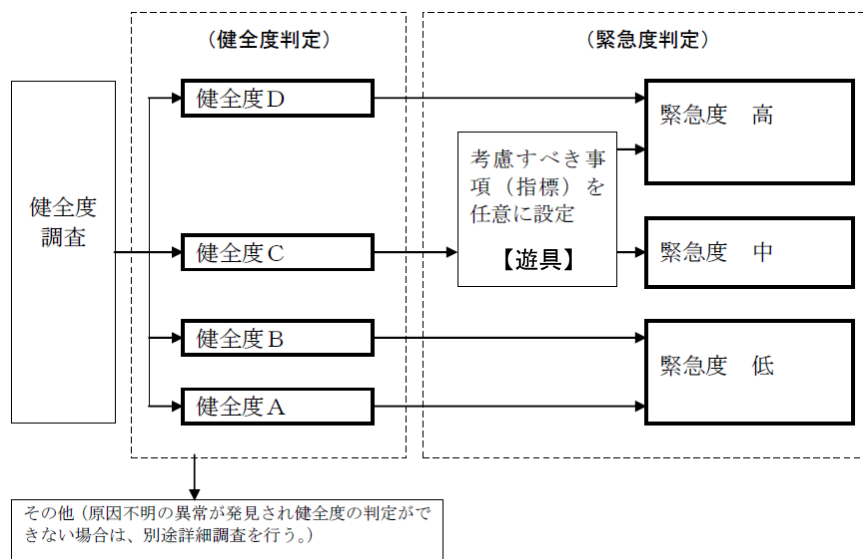
健全度	全体			
		予防保全型	事後保全型	その他
A	102	0	102	-
B	507	24	483	-
C	78	50	28	-
D	7	3	4	-
-	44	0	0	44
合計	738	77	617	44

※電柱や防犯灯などの占用物は、評価対象外としたため「-」で示した。

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、健全度判定から緊急度を設定し、使用見込み年度や施設の利用状況などを鑑みて設定する。

緊急度は、健全度判定結果を基に、指針案に従って設定した。本業務では、健全度Cについては、考慮すべき事項(指標)を利用者の安全面を考慮して、「遊具」とした。



■ 緊急度判定のフロー

管理類型で区分した緊急度別の施設数は次のとおりである。

(施設)

管理類型	緊急度判定			計
	高	中	低	
予防保全型管理施設	31	22	24	77
事後保全型管理施設	4	28	585	617
合 計	35	50	609	694

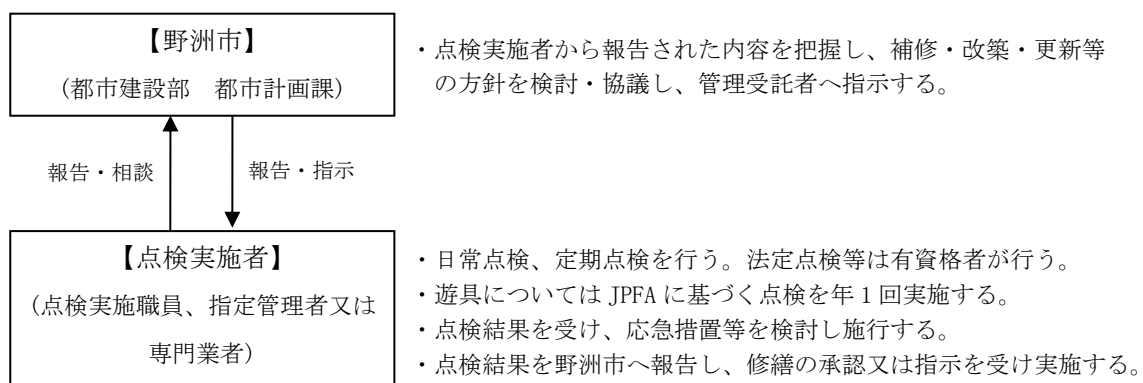
※占用物 44 施設は判定外

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

【管理体制】

- ・現在の管理体制を踏襲し、公園の管理体制を以下のように設定する。



【日常点検や定期点検などの実施方針】

日常的な維持管理に関する基本的方針は、現状と同様の体制を維持して、公園施設の点検を継続し、安全管理に努めるものとする。

- ・維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は随時実施し、施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。
- ・施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

②公園施設の長寿命化のための基本的方針

1. 予防保全型管理施設

- ・劣化や損傷が進み、緊急度を「高」と設定した公園施設に対する長寿命化のための補修、もしくは更新を行う。
- ・「健全度（劣化）ランク B」以上を維持することを目標とする。
- ・予防保全型管理として、公園施設の日常的な維持保全に加え、日常点検、定期点検の場を活用した定期的な健全度調査を行う。
- ・遊具及び法令などの規定による点検がある各種設備については 1 年に 1 回以上の定期的な健全度調査を行い、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設については、5 年に 1 回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・時代のニーズに的確に対応するため、使用見込み期間終了での更新を基本としつつ、施設毎に必要な計画的な補修と更新を行いながら、LCC の削減に努める。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・更新時には施設の必要性および優先順位を再度検討するなどにより、将来的な管理負担の軽減も目指すものとする。

2. 事後保全型管理施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う（基本的に使用見込み期間での更新は行わず、健全度（劣化）判定「D」の手前で更新を検討する）
- ・更新時には施設の必要性および優先順位を再度検討し、安易に更新するのではなく、利用頻度が少ない場合などは、規模縮小についても視野に入れる。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式 1「総括表」、様式 2「都市公園別」、様式 3「公園施設種類別現況」）による。

9. 対策費用

① 概算費用合計（10 年間）【②+③】	237,521 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10 年間）	185,304 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10 年間）	52,217 千円
④単年度当たりの概算費用【①/10】	23,752 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

（ 今回、長寿命化計画を策定した公園における10年間のライフサイクルコスト縮減額は、
1,940千円である。 ）

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2028年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

（ 今後、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直し
を行う。 ）